

## まちづくり条例の事前相談が必要な行為（条例第3条関係）

	土地利用目的	内容
1	建築行為	建築基準法第2条第13号に規定する建築行為(新築、増築、改築、移転)
2	開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(土地の区画形質の変更)
3	工作物の建設	建築基準法第88条第1項に規定するもののうち、煙突、広告塔、擁壁その他これらに類するものを建設する行為
4	道路位置の指定	建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係わる土地
5	土地造成用地	宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1項第2号、神奈川県風致地区条例(昭和45年神奈川県条例第5号)第2条第1項第2号、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第8条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に利用する土地
6	木竹の伐採用地	神奈川県風致地区条例第2条第1項第4号、首都圏近郊緑地保全法第8条第1項第3号に規定する木竹の伐採
7	墓地墓園用地	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第4項に規定する墳墓その他これに準じる施設の集積的な設置のために利用する土地
8	廃棄物処理施設用地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物(以下「廃棄物」という。)の分別、保管、積替え、再生、処分等を行う施設のために利用する土地
9	駐車場用地	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1項第2号に規定する路外駐車場で自動車、原動機付自転車の駐車のために利用する土地
10	自動車等集積保管場所用地	自動車又は原動機付自転車(廃棄物であるものを含む。)を集積(直接又は架台を用いて積み重ねた状態をいう。)させて保管する場所のために利用する土地
11	建設資機材等保管場所用地	建設資機材、建設廃材、廃棄家庭電化製品、タイヤその他これらに類するものの保管のために利用する土地
12	土石採取用地	土石の採取のために利用する土地
13	発生土処分場用地	工事その他土地の形状の変更行為に伴って生じる土石(廃棄物であるものを除く。)の処分のために利用する土地